

道路整備財源の確保に関する意見書

急速に進行する人口減少・少子高齢化という、これまでに経験したことのない大きな課題に直面している中、地域の宝を活かしたまちの賑わいや地方への新しい人の流れを作り、地域に暮らす人・訪れる人にとって魅力的な地方創生を成し遂げていくためには、道路交通ネットワークの整備が必要不可欠である。また、東日本大震災においては、偏在する太平洋側への社会資本整備のため、災害時のリスク分散や代替機能の確保が不十分であることが顕在化し、日本海側の物流機能の重要性が改めて認識されたところであり、バランスの取れた社会資本整備を早急に進めることが必要である。

本市においては、このたび、関係各位の多大なる御尽力をいただき、日本海沿岸東北自動車道の一部区間となる朝日まほろばICから山形県境までの新潟県内区間約34.1kmにおいて本体工事が着工されたところであり、今後、国道7号の混雑の緩和や救急搬送の時間短縮など、地域振興の取組や安全・安心のまちづくりの更なる推進等が大いに期待されるものである。

加えて、昨年12月に発生した糸魚川市駅北大火では、県内の消防本部をはじめ、県境を越えた応援を受けての消火活動となったように、人口減少が進む地域の防災力や救急・救命体制を維持するための広域連携を図るためには、地域高規格道路や主要幹線道路へのアクセス道路など、「命を繋ぐ道」の整備を一層促進していくことが重要である。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げ措置（50%を55%等にかさ上げ）が平成29年度までの時限措置となっており、この時期に補助率等が低減することは地方創生の実現はもとより、自治体運営にとって死活問題となるものである。

ついては、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、下記の事項について強く求める。

記

- 1 道路整備などの社会資本整備が計画的かつ積極的に推進するよう、平成30年度当初予算においては公共事業予算の必要額を確保し、今後の公共事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。
- 2 安定的・持続的な道路整備、施設管理が図られるよう、平成29年度までとされている道路財特法の規定による補助率のかさ上げを平成30年度以降も継続されるとともに、真に必要な道路整備事業に関しては、特別措置の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 野田 聖子 殿
国土交通大臣 石井 啓一 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿